



# 長野県報

3月31日(水)  
平成22年  
(2010年)  
号外

## 目次

### 条例

長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	2
------------------------	---

### 規則

被服貸与規則の一部を改正する規則（職員課）	5
長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（税務課）	5
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課）	8
県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則（住宅課）	11
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	11
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（経営企画課）	12
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程（経営企画課）	12
平成21年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則を廃止する規則（人事委員会事務局）	13
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	13

### 告示

長野県看護職員修学資金貸与規程の一部改正（医療政策課）	16
長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画策定及び閲覧（自然保護課）	16
地方自治法施行令に基づく県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納事務の委託（住宅課）	16
地方自治法施行令に基づく県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託（住宅課）	17
地方自治法施行令に基づく県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託（住宅課）	17

### 公告

長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定及び指定の案の縦覧（自然保護課）	17
地方自治法に基づく監査結果に関する報告の公表（監査委員事務局）	18

### 訓令

職員安全衛生管理規程の一部改正（職員課）	32
長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正（教育総務課）	32

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 地方税法の改正に伴い、自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率を廃止するほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日（一部の規定は22年6月1日）から施行します。

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第20号**

**長野県県税条例の一部を改正する条例**

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第29条第5項及び第38条第3項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

第57条第1項第1号ア(7)中「、附則第17条の6第1項及び第4項」を「及び附則第17条の6」に改める。

第69条中「第62条の規定による継続検査の申請者が同法第97条の2」を「第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第97条の2第1項」に、「継続検査」を「自動車検査証の返付を」に改め、「自動車税」の次に「に係る徴収金」を加える。

第144条第1項の表の過疎地域の項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に、「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）」に改める。

第145条中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第4条の4第1項第2号イ中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同号ウ中「及び」を「並びに」に、「から」を「及び第10条の2の2から」に改める。

附則第11条の2第2項中「同項の」を「県民税に関する」に改め、同条第3項中「第9条の6第1項」を「第9条の7第1項」に改める。

附則第13条の3中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第16条第5項中「平成21年4月1日」を「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第29号）の施行の日」に、「附則第3条の2の27」を「附則第3条の2の21」に、「第3号」を「第2号及び第5号」に改め、同項の表の第1号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同表の第2号を削り、同表の第3号中「第10条第2項」を「第8条第2項」に、「第9条第1項」を「第7条第1項」に、「第10条第1項」を「第8条第1項」に改め、同号を同表の第2号とし、同表の第4号を削り、同表の第5号中「第14条第2項」を「第10条第2項」に、「第13条第1項」を「第9条第1項」に、「第14条第1項」を「第10条第1項」に改め、同号を同表の第3号とし、同表に次の2号を加える。

(4) 特別措置法第12条第2項に規定する認定資源生産性革新計画	特別措置法第11条第1項の規定による認定（特別措置法第12条第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第12条第1項に規定する認定資源生産性革新事業者
(5) 特別措置法第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画	特別措置法第39条の2第1項の規定による認定（特別措置法第39条の3第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第39条の3第1項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者

附則第16条の2を削る。

附則第16条の3第3項中「附則第16条の3第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同条を附則第16条の2とし、附則第16条の4を附則第16条の3とする。

附則第17条の2の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第1項中「、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り」を削り、「かかわらず」の次に「、当分の間」を加え、同条第2項中「若しくは第2号」を「、第2号若しくは第3号のイ」に、「附則第12条の2の2第12項」を「附則第12条の2の5第1項」に改め、同条第3項第1号中「附則第4条の4第2項」を「附則第4条の5第1項」に改め、同号ア中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第2項」に改め、同号ウ中「附則第4条の4第4項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条の2の2第13項」を「附則第12条の2の5第2項」に改め、同条第4項中「附則第4条の4第5項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同条第5項中「附則第4条の4第6項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同項第1号中「附則第4条の4第7項」を「附則第4条の5第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に改め、同項第2号中「附則第4条の4第9項」を「附則第4条の5第8項」に、「同条第10項」を「同条第9項」に改め、同条第6項中「附則第4条の4第11項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同条第7項中「附則第4条の4第12項」を「附則第4条の5第11項」に、「附則第4条の4第13項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同項第1号中「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号ア中「附則第4条の4第15項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同項第2号中「附則第4条の4第16項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号ア中「附則第4条の4第17項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同条第8項中「、法附則第12条の2の2第12項又は第13項」を「又は法附則第12条の2の5第1項若しくは第2項」に、「平成22年3月31日」を「平成22年8月31日（第2号に掲げる自動車にあっては、平成23年8月31日）」に改め、「第1号」の次に「又は第3号のイ」を加え、「100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の1）」を「100分の1」に、「100分の2を、第3号」を「100分の2（当該取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の1）」を、「第3号のア」に、「100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の0.5）」を「100分の0.5」に改め、同項第1号中「附則第4条の4第18項」を「附則第4条の5第17項」に、「同条第19項」を「同条第18項」に改め、同項第2号中「附則第4条の4第20項」を「附則第4条の5第19項」に、「同条第21項」を「同条第20項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

ア 乗車定員10人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の5第21項に規定するもの（以下この号において「平成21年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの

イ 車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックのうち、平成21年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの

附則第17条の2第9項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（自動車取得税の免税点の特例）

第17条の2の2 自動車の取得が平成30年3月31までに行われた場合における第47条及び第50条の規定の適用については、これらの規定中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

附則第17条の4第1項中「附則第12条の2の4第1項各号」を「附則第12条の2の7第1項各号」に改め、同条第2項の表中「附則第12条の2の4第2項」を「附則第12条の2の7第2項」に、「附則第12条の2の4第1項各号」を「附則第12条の2の7第1項」に改め、同条第3項の表中「附則第12条の2の4第1項」を「附則第12条の2の7第1項」に、「附則第12条の2の4第2項」を「附則第12条の2の7第2項」に、「附則第12条の2の4第3項」を「附則第12条の2の7第3項」に、「附則第12条の2の4第4項」を「附則第12条の2の7第4項」に改める。

附則第17条の5中「平成30年3月31までの間に第54条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第55条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第54条第6項の規定に該当するに至つた場合における」を削り、「かかわらず」の次に「、当分の間」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）

第17条の5の2 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第54条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第55条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第54条第6項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第54条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第55条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第54条第6項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附則第17条の6第1項中「をいう。」の次に「第3項及び」を加え、「(第3項において「電気自動車等」という。)」を削り、同項第1号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同項第2号中「平成11年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同条第3項の表以外の部分を次のように改める。

3 次に掲げる自動車に対する第57条の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第2項に規定するもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第4項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則附則第5条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第8項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの（次項及び第5項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第10項

## に規定するもの

附則第17条の6第4項第2号ア中「道路運送車両法第40条第3号に規定する」、「(以下この号において「車両総重量」という。)」、「同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの(以下この号において「」及び「」という。)」を削り、「同条第5項」を「施行規則附則第5条の2第11項」に改め、同号イ中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの(以下この号において「」及び「」という。)」を削り、「同条第7項」を「施行規則附則第5条の2第12項」に改め、同項第3号中「附則第5条の2第8項」を「附則第5条の2第13項」に改め、同条第5項中「100分の110」を「100分の115」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第14項」に、「第3項」を「前項」に、「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成19年度分」を「平成22年度分」に改め、「当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り」を削り、同条第6項を削り、同条第7項中「第3項から前項まで」を「前3項」に改め、同項を同条第6項とする。

附則第23条第1項中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第29条第5項及び第38条第3項並びに附則第4条の4第1項第2号イの改正規定は、同年6月1日から施行する。

## (県民税に関する規定の適用)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第18条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の6第1項に規定する個人である所得割の納税義務者が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成22年12月31までの間に、同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、この条例による改正前の長野県県税条例(以下「旧条例」という。)附則第11条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第9条の6第1項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)附則第51条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第9条の6第1項」とする。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

## (事業税に関する規定の適用)

5 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

## (不動産取得税に関する規定の適用)

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第16条第5項の規定は、平成21年6月22日から適用する。

## (自動車取得税に関する規定の適用)

8 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

## (軽油引取税に関する規定の適用)

9 新条例附則第17条の4の規定は、施行日以後に新条例第54条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に旧条例第54条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

10 この条例の施行の際現に旧条例附則第17条の4第2項において読み替えて準用する旧条例第55条の10第2項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例附則第17条の4第2項において読み替えて準用する新条例第55条の10第2項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

11 この条例の施行の際現にされている旧条例附則第17条の4第2項において読み替えて準用する旧条例第55条の11第1項の規定による免税証の交付の申請は、新条例附則第17条の4第2項において読み替えて準用する新条例第55条の11第1項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

12 この条例の施行の際現に旧条例附則第17条の4第2項において読み替えて準用する旧条例第55条の11第1項の規定により交付を受けている免税証は、新条例附則第17条の4第2項において読み替えて準用する新条例第55条の11第1項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

## (自動車税に関する規定の適用)

13 新条例第17条の6の規定は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。